



軽度者に対する福祉用具 貸与の取扱いについて



令和 7 年（2025 年）4 月

豊中市 福祉部 長寿社会政策課

目次

◆はじめに◆	P. 1
1. 軽度者の定義	P. 2
2. 軽度者に係る指定福祉用具貸与の「対象外種目」	P. 2
3. 算定可否の判断基準	P. 2
4. 軽度者の理由書提出までの流れ（図解）	P. 4
5. 理由書の提出について	P. 4
6. 地域包括支援センターから委託を受けている場合	P. 5
7. 算定開始日の判定について	P. 5
8. 軽度者への福祉用具貸与についてのポイント	P. 6
9. 電動車いす貸与の基準について	P. 7
～手続きに関する早見表～	
●福祉用具が必要となる主な事例	P. 8
●理由書の提出要否の判断方法	P. 9
●理由書の提出が必要となる主な事例	P. 10

◆ はじめに ◆

軽度者である要支援１・２要介護１（一部、要介護２・３の方も含む）の方は、その状態像から見て、使用が想定しにくい一部の福祉用具は、原則として保険給付の対象になりません。

軽度者の福祉用具貸与については、自立支援の機会を阻害することがないように、理由書に記載された医師の所見やケアプラン作成担当者の意見等をもとに確認を行っています。が、福祉用具貸与開始後もモニタリング等により、「福祉用具貸与が認められる状態像」に該当しているか検証を行い、その結果を記録してください。検証の結果、貸与の必要が無くなった場合は、福祉用具をすみやかに返却してください。事後に上記検証が適切に行われていなかったり、貸与の必要性が無くなったにも関わらず貸与が継続されていたことが判明した場合、**保険給付の返還対象とする場合もあります**。また、市からケアプラン等の追加書類を求める事もあります。

軽度者への福祉用具貸与は原則保険給付対象外である事を踏まえ、軽度者への福祉用具貸与については、適切なケアマネジメントのもと慎重に判断してください。また、がん末期等の状態以外の方については、**福祉用具の利用が開始されたとしても、例外給付を解消するため、自立支援に向けたケアマネジメントに取り組んでいただくようお願いします**。

1. 軽度者の定義

以下の要介護状態区分の者

- ・ 要支援 1
- ・ 要支援 2
- ・ 要介護 1

※自動排泄処理装置のみ要介護 2、要介護 3 も含む

2. 軽度者に係る指定福祉用具貸与の「対象外種目」

軽度者の状態像から見て使用が想定しにくい以下の種目（対象外種目）は、原則として介護保険を利用して貸与することができません。

- ①車いす及び車いす付属品
- ②特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ③床ずれ防止用具
- ④体位変換器
- ⑤認知症老人徘徊感知機器
- ⑥移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ⑦自動排泄処理装置

3. 算定可否の判断基準

軽度者のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 94 号。以下「利用者等告示」という。）第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能となります。該当可否の判断は以下のア）～ウ）のとおり行います。

ア）直近の基本調査（認定調査）の結果を確認

直近の基本調査（認定調査）の結果が、「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当する場合、介護保険での給付が可能です。非該当の場合はイ）又はウ）に進んでください。

【理由書】・・・提出は不要

イ) 適切なケアマネジメントにより判断

- ・車いすの「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・移動用リフトの「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

上記の2つについては、該当する基本調査結果がありません。主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、助言可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断してください。

【理由書】・・・提出が必要

ウ) 理由書による市の判断

下表の例外的貸与基準の該当性 i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合には、市が書面などの確実な方法により、その要否を判断することとされています。

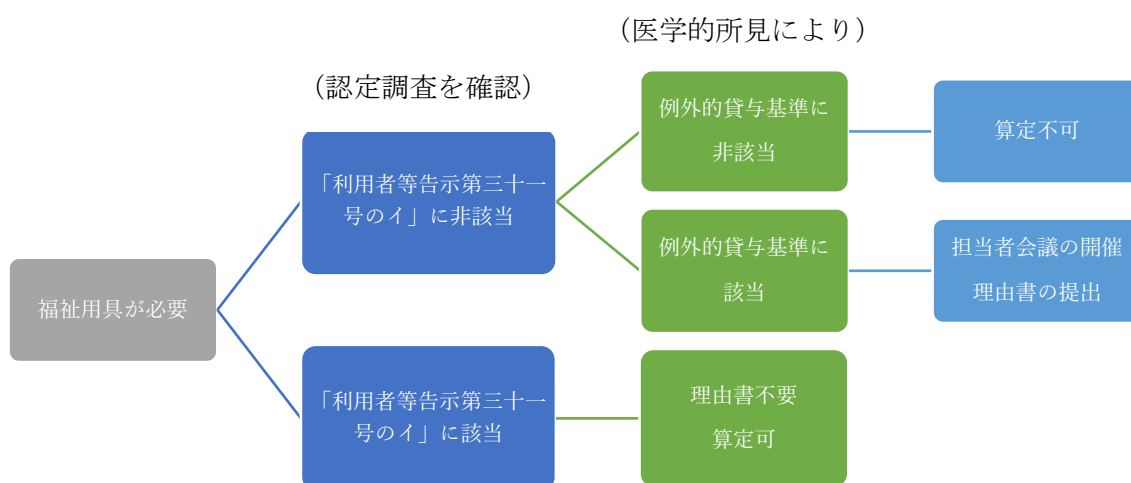
【理由書】・・・提出が必要

例外的貸与基準の該当性

項目	状態像	例
i) 日内変動	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「利用者等告示第三十一号のイ」に該当する者	パーキンソン病の治療薬による ON/OFF 現象
ii) 急速な悪化	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「利用者等告示第三十一号のイ」に該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
iii) 禁忌・重篤化の回避	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「利用者等告示第三十一号のイ」に該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全 心疾患による心不全 嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避

※各項目に該当する福祉用具、状態像の具体的な例については、P. 8 の表を参照。

4. 軽度者の理由書提出までの流れ（図解）



5. 理由書の提出について

理由書は、福祉用具の種類によって様式が異なりますので、提出書類をよくご確認ください。間違いのないよう作成してください。

なお、新規（区分変更）申請や、医師の所見をもらうのに想定以上の時間を要した等、やむを得ない事情で利用開始日より後に提出する場合は、「利用開始後の提出となった理由」欄にその旨ご記載ください。

●理由書の作成者	ケアプラン作成者が作成してください。	
●提出期限	原則	利用開始日
	新規（区分変更）申請中の利用開始 更新後の継続利用	認定結果確認後 2週間以内
●提出方法	郵送又は窓口	

●提出書類等	① 様式1「軽度者の福祉用具貸与に関する理由書」（原本） 又は	
	① 様式2「軽度者の福祉用具貸与に関する理由書」（原本）	
	② 返信用封筒（要切手貼付）	
	③ その他様式に記載しきれない事項は別紙	

6. 地域包括支援センターから委託を受けている場合

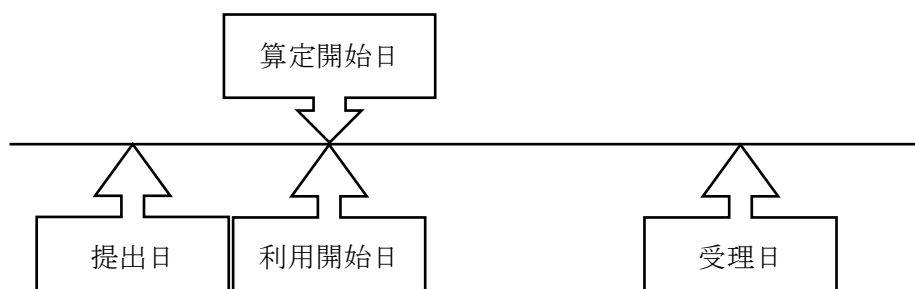
理由書を提出する前に、委託元の地域包括支援センターへ情報提供（利用者名、貸与種目、利用開始日、貸与が必要な理由等）を行ってください。電話での情報提供でも構いません。

算定可能と判断した場合は、提出された理由書の控えに受理印を押印して返却しますので、委託元の地域包括支援センターに提出してください。

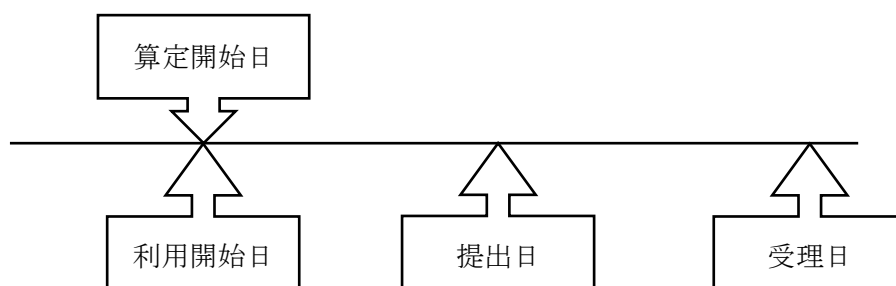
7. 算定開始日の判定について

①理由書の内容から「利用者等告示第三十一号のイ」に該当する状態像が読み取れなかった場合、介護給付費の算定は認められません。

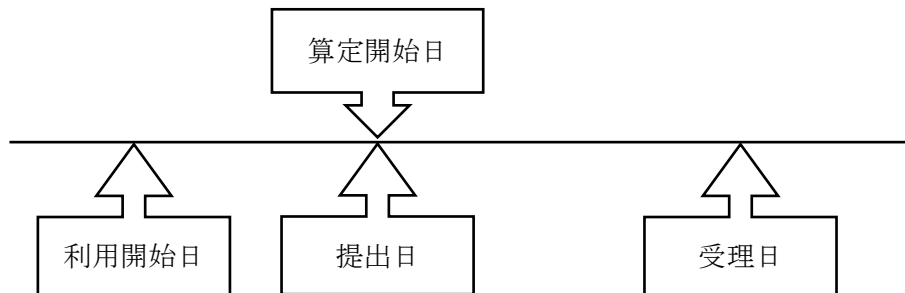
②理由書が利用開始日までに提出されている場合、審査に時間を要したとしても利用開始日に遡って介護給付費の算定が可能です。



③理由書が利用開始日より後に提出された場合でも、新規（区分変更）申請中であったり、医師の所見をもらうのに想定以上の時間を要したり等、やむを得ない事情で提出が遅れたと判断されれば利用開始日に遡って介護給付費の算定が可能です。やむを得ない事情で利用開始日より後に提出する場合は、「利用開始後の提出となった理由」欄にその旨ご記載ください。



- ④理由書が利用開始日より後に提出された場合で、提出の失念など、やむを得ない事情が認められないときは、当課が指定する日からの算定となります。この場合、算定できない期間について、利用者負担が生じることのないようサービス事業所とご相談ください。



8. 軽度者への福祉用具貸与についてのポイント

軽度者への福祉用具貸与を位置づけようとする場合は、以下の点に特にご注意ください。

- ① ケアマネジャーが軽度者の福祉用具貸与について十分理解していること。

軽度者への対象外種目の福祉用具貸与は、原則として介護保険給付対象外です。適切なアセスメントに基づいて、ケアプランに位置づけてください。その際に注意すべき点は、

- ・要介護状態等の軽減・悪化防止の観点を持つこと
- ・予防、自立支援の阻害にならないようにすること

「とりあえずすべての軽度者について理由書を提出して、受理されれば貸与する。」といった取扱い是不適切です。

- ② 利用者等告示第三十一号のイで定める状態像が理解できていること。

特殊寝台によくある間違いを例にお示しします。

「日常的に起き上がりが困難」又は「日常的に寝返りが困難」な状態である方が対象です。

「日常的に起き上がりが困難」とは、上体を起こすことができないことをさします。立ち上がりまでを含めた起居動作をさすのではありませんので、記載される内容は、特殊寝台の機能を用いて上体を起こさなければならない理由が含まれている必要があります。

(よくある間違いの記載例)

×「転倒防止」「立ち上がりができない」「離床のために必要」

×「手すりがないと起き上がることができない」

⇒手すりがあれば起き上がれるのであれば、特殊寝台は必要ありません。

特殊寝台以外であっても、位置づけようとしている用具の本来の用途が、何をサポートするものなのかを考えてご記載ください。

③ **本人・家族の希望のみ、もしくは主治医の所見のみで導入しようとしていないこと。**

医師の医学的所見は、医療の観点からの参考情報です。その情報をもとにケアマネジャーが介護保険制度に則ってマネジメント・判断することが重要です。主治医が「ベッドが必要」と言った場合でも、そのベッドが上体を起こすための機能を有する「特殊寝台」でなければならないかどうかは、上記②のとおりケアマネジャーが判断することとなります。

また、単なる『気分転換』や『意欲向上の為の外出（散歩等）』、『社会参加』等は、例外的貸与基準に該当しません。

④ **例外的貸与基準の該当性について、十分に理解していること。**

例外的貸与基準の該当性（i. 日内変動、ii. 急速な悪化、iii. 禁忌・重篤化の回避）について、利用者の状態像が i ～ iii のいずれに該当しているのか主治医からの医学的所見を確認してください。医学的所見と一致した視点・方向性でサービス担当者会議において話し合いがなされていることが重要です。

また、理由書に当該利用者の生活状況や支援の困難さ、福祉用具の必要性等の個別事情を列挙いただくケースが散見されます。しかし、それらの記載から、例外的貸与基準の該当性が確認できない場合は、介護保険給付の対象外となります。理由書に記載いただく内容は、例外的貸与基準の該当性に関することのみです。特別な理由や心情的なものにより給付対象となることはありませんので、記載内容をよくご検討ください。

9. 電動車いす貸与の基準について

電動車いすは、正しく利用しないと、利用者のみならず他の歩行者等をも巻き込む重大な事故に繋がる可能性があります。電動車いすの利用については、利用者の状態像を確認した上で、その利用の可否について、慎重な判断が必要となります。

電動車いす貸与についての判断基準

① 利用者の状態	認知症や視力・聴力障害、てんかん等、運転に支障が出る身体状況ではない。
② 操作方法や管理	交通ルールを順守し、適切な操作や管理ができる。
③ 生活圏域の環境	踏切や急な坂道、交通量の多い幹線道路等、危険な場所についての確認ができています。

福祉用具業者立ち合いによる試運転を必ず実施し、電動車いす貸与についての判断基準の確認を行ってください。利用開始後は定期的なモニタリングの徹底を図るとともに、下肢筋力の低下を防止する為の対策（運動禁忌や制限がある場合を除く）を講じてください。モニタリングで、電動車いす貸与についての判断基準を満たさないと判断された場合は、すみやかに利用を停止してください。

●福祉用具が必要となる主な事例

事例類型	必要となる福祉用具	参考内容（概略）
i) 状態の変化 (日内変動)	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具／体位変換器 ・移動リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具／体位変換器 ・移動リフト	重度の関節リュウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
ii) 急性憎悪 (急速な悪化)	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具／体位変換器 ・移動リフト	末期がんで、認定調査時是何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
iii) 医師禁忌 (症状の重篤化回避)	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具／体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

平成19年3月14日 地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料(厚生労働省)より

●理由書の提出要否の判断方法

対象外種目	利用者等告示第三十一号のイ	利用者等告示第三十一号のイに該当する基本調査の結果	理由書提出の必要・不要
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」	→ 不要
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		→ 必要
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」	→ 不要
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」	→ 不要
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」	→ 不要
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。	(-)、(二)のどちらにも該当している場合は不要
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外	
オ 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」	→ 不要
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	→ 不要 → 必要
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」	(-)、(二)のどちらにも該当している場合は不要
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」	

・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス・居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用に額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意

事項について(老企第36号第2の9(2))より

・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 別紙 1 第 2 の 11【10】(2))より

●理由書の提出が必要となる主な事例

①介護保険の認定が更新された場合 ※令和 7 年 4 月以降に認定が更新される場合、理由書の提出が必要です。	要支援1, 2 要介護1 更新 要支援1, 2 要介護1
②要支援から要介護1もしくは、要介護1から要支援に区分変更となった場合	要支援1, 2 要介護1
③地域包括支援センターの委託先が、居宅介護支援事業所Aから介護支援事業所Bへ変更になった場合	X地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 A X地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 B
④豊中市内での引越しにより、地域包括支援センターA から地域包括支援センターB へ変更になった場合	地域包括支援センターA 地域包括支援センターB
⑤ケアプラン作成担当者が、居宅介護支援事業所 A から居宅介護支援事業所 B へ変更になった場合	居宅介護支援事業所 A 居宅介護支援事業所 B
⑥過去に福祉用具貸与を中止した人が、再度利用する場合	福祉用具貸与 中止 福祉用具貸与 再度利用
⑦要介護度が軽度から重度になったが、再び軽度に戻った場合	要支援1, 2 要介護1 要介護2～5
⑧利用者が他市から転入した場合	A市 豊中市
⑨福祉用具貸与が必要な理由が変更になった場合	貸与の理由 A 貸与の理由 B